

専決処分第9号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分とする。

平成21年 8月28日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、次の補正予算を別冊のとおり定める。

- 1 平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）

平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算（第2号）

平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予
算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ570万円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,207億9,107万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年 8月28日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		103,707,395	5,700	103,713,095
	2 国庫補助金	28,973,120	5,700	28,978,820
歳入合計		320,785,375	5,700	320,791,075

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		26,516	5,700	32,216
	1 償還金及び還 付加算金	26,516	5,700	32,216
歳 出 合 計		320,785,375	5,700	320,791,075

平成 2 1 年度 広島県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）説明書

1 総括
(歳入)

補正歳入歳出予算事項別明細

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	103,707,395	5,700	103,713,095
歳入合計	320,785,375	5,700	320,791,075

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 諸支出金	26,516	5,700	32,216	5,700	0	0	0
歳出合計	320,785,375	5,700	320,791,075	5,700	0	0	0

2 歳 入

(2款) 国庫支出金

(2項) 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 調整交付金	28,631,355	5,700	28,637,055	1 調整交付金	5,700	調整交付金 5,700
計	28,973,120	5,700	28,978,820			

3 歳 出

(8款) 諸支出金

(1項) 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
4 高額療養費 特別支給金	0	5,700	5,700	5,700	0	0	0	23 償還金, 利子及び 割引料	5,700	0104高額療養費特別支給 金事業 ◎ 償還金, 利子及び割 引料 ・ 高額療養費特別支 給金	5,700 5,700
計	26,516	5,700	32,216	5,700	0	0	0				